

令和 7 年度

川崎市居宅訪問型保育事業
(障害・疾病等)

募 集 要 項

(令和 8 年 4 月事業開始)

募集開始日 令和 7 年 7 月 14 日 (月)

応募書類提出締切日 令和 7 年 8 月 5 日 (火)

令和 7 年 7 月

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第 2 課

目 次

第1章 募集

1 募集概要	P. 3
（1）募集区分	
（2）採択予定件数	
（3）定員	
（4）利用乳幼児	
（5）受入年齢	
（6）派遣区域	
（7）事業開始日	
（8）スケジュール	

第2章 応募から選定まで

1 応募資格	P. 4
（1）応募可能な法人	
2 応募条件	P. 5
（1）必要資金等	
（2）募集要項等の遵守	
3 応募手続き	P. 6
（1）提出締切日	
（2）提出方法	
4 選定	P. 6
（1）ヒアリング	
（2）法人審査	
（3）選定結果等	
（4）その他	

第3章 選定後

1 選定後から事業開始に向けて	P. 8
（1）利用申請者との調整	
（2）家庭的保育者確保	
（3）その他	

第 1 章 募集

1 募集概要

(1) 募集区分

児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業（ただし、後掲 1（4）に掲げる者を対象とするものに限る。）

(2) 採択予定件数

1 法人

(3) 定員

1 ～ 2 人程度

(4) 利用乳幼児

障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児（川崎市健康管理委員会で集団保育が著しく困難と認められた乳幼児）

(5) 受入年齢

満 1 歳児から 5 歳児（ただし、看護師等を配置して安全な保育体制を提供できる場合は 1 歳未満児の設定も可能）

(6) 派遣区域

原則、川崎市内全域

(7) 事業開始日

令和 8 年 4 月 1 日（厳守）

(8) スケジュール

日 程	内 容
令和 7 年 7 月 14 日（月）	運営法人募集開始
令和 7 年 8 月 5 日（火）	応募書類提出締切
令和 7 年 8 月 12 日（火）	ヒアリング
令和 7 年 8 月 27 日（水）	法人審査・法人決定

第2章 応募から選定まで

1 応募資格

(1) 応募可能な法人

次のア～カのいずれかに該当する法人

- ア 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- イ 児童福祉法第35条第4項により認可を受けた保育所を運営している法人
- ウ 児童福祉法第34条の15第2項により認可を受けた家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業（A型・B型・C型）、家庭的保育事業又は事業所内保育事業を運営している法人（小規模保育事業C型、家庭的保育事業又は事業所内保育事業のみを運営する法人は、令和7年4月1日時点で2年以上運営していること。）
- エ 令和7年4月1日時点で、都道府県又は市町村等から認定等を受け、運営費が補助されている認可外保育施設（川崎認定保育園、東京都認証保育所、横浜保育室及び企業主導型保育事業等）を3年以上運営している法人
- オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項により認可を受けた幼保連携型認定こども園を運営している法人
- カ 学校教育法第1条による幼稚園を運営している法人

※欠格事項

（1）を満たす法人であっても、団体又はその役員等が次のア～ケのいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ア 児童福祉法第34条の15第3項第4号に該当する者
- イ 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
- ウ 応募日前の3年以内に契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- エ 応募日前の3年以内に競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- オ 応募日前の3年以内に落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- カ 応募日前の3年以内に契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ 法人税、消費税及び地方消費税等の国税・地方税を滞納している者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしている者
- ケ 川崎市暴力団排除条例に基づく排除措置の対象者とされている者

【参考】排除措置の対象となる場合

- 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

2 応募条件

（１）必要資金等

次のア及びイのどちらも該当すること。

ア 事業を行う自己資金、運転資金が確保されていること。

イ 社会福祉法人以外の法人が保育所等を設置する場合は、次の条件を満たしていること。

（ア）経済的基礎

- a 年間事業費の1/2以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。（学校法人を除く。）。
- b 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。（学校法人を除く。）。

（イ）社会福祉事業に関する知識経験

実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業において、2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に社会福祉事業について、知識経験を有する者を含むこと。

（２）募集要項等の遵守

開所後の保育所の運営においては、募集要項、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の他関係法令を満たしている必要があります。運営開始後に当該基準等を必ず満たしてください。基準等に関する詳細は「別冊（設備及び運営に関する基準）」のとおりです。

※ （１）及び（２）を満たしていない場合は、応募をお受けできません。

※応募にあたり、申請内容等に重大な虚偽があったと判断できる事象が生じた場合、その他信義則を著しく損なうような事象があった場合には、不選定（選定後であれば選定取り消し）などの措置を取る可能性があります。

3 応募手続き

応募書類について次のとおり御提出ください。

（１）提出締切日

令和7年8月5日（火）

（２）提出方法

居宅訪問型保育事業申込書類提出一覧に定める書類一式を番号ごとにPDF化し、申請フォーム（オンライン手続きかわさき）にて、ZIPファイルで提出してください。

※題名、ファイル名は番号としてください。

※申請フォームURL

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/830f14e0-2d9f-48ca-bc21-6f322eab8dfd/start>

※応募書類提出後も、必要に応じて別途資料の追加提出をお願いする場合があります。

※締切後提出された応募書類の内容の変更、追加提出は原則認めません。応募に当たっては、あらかじめ十分な計画策定と事前調整をお願いします。

※提出された応募書類については、川崎市情報公開条例の対象となり、同条例の規定により、公開する場合があります（ただし、非開示情報を除く。）。

4 選定

（１）ヒアリング

保育第2課において、応募書類に記載された内容についてヒアリングを行います。日時、場所については、個別にお知らせします。

（２）法人審査

ア 審査方法

応募書類及びヒアリング内容に基づき、家庭的保育事業等認可審査委員会において審査を行います。

イ 注意事項

(ア) 応募書類及びヒアリングは、審査を行う上で非常に重要なものとなっています。応募書類の内容や質問に対する説明不足がないようにしてください。

(イ) 複数法人から応募があった場合、審査結果が上位の法人のみを選定する場合があります。また、利用申請状況等を踏まえ、選定予数が増減する場合があります。

(3) 選定結果等

審査会の審査結果を参考に、市長が運営法人を決定します。

選定結果については、令和7年8月下旬頃までに書面で通知します。また、選定された法人については、法人名を本市インターネットホームページ等で公表します。

(4) その他

ア 当該申請に係る費用や関係者との調整は、全て応募法人の負担と責任に基づくものとします。

イ 法人選定後、応募内容に基づく整備ができない場合は、事業の決定を取り消す場合があります。

第3章 選定後

1 選定後から事業開始に向けて

(1) 利用申請者との調整

利用申請者との保育利用時間などに係る調整を行ってください。

(2) 家庭的保育者確保

令和8年4月1日から「別冊（設備及び運営に関する基準）」のとおり職員配置を行えるよう、必要職員の確保を行ってください。

(3) その他

市の指導等に従い、適宜対応してください。